

難解！証券税制 カンタン解説

昨年から今年にかけて改正された証券税制、本当に複雑ですね。私どもも仕事柄、何度も見直したりしていますが、その度「え〜と、どうだっけ？」と改めて頭の中を整理しないと、こんがらがってしまいます。

証券会社の「特定口座」というものも、いよいよ9月2日から始まりますので、ここらで再度、証券税制を復習されておくの良いと思います。

そこで、この難解な証券税制を、できるだけ簡単に解説してみます。あまり複雑で関係ないだろう、と思われることは省きます。また、新税制に対応して年内にやっておいた方が良く、なども上げておきます。是非、氣樂にお読みいただければ幸いです。

なお、証券税制あるいはその他の税制改正や申告等でわからないことがあれば、当事務所までお問合せ下さい。私でなくても、皆一生懸命勉強していますので、誰でもお答えできると思いますので、お気軽にどうぞ。

1. 株式売買は来年から「すべて確定申告」が原則

最大の変更点は、これです。

すなわち、来年からは株式売買をして、利益が出た場合には、翌年の3月15日までに、確定申告をしなければならない、ということです。これを申告分離課税と言います。

今年一杯は、源泉分離課税といって、株式を売却した時に1.05%の税金が差し引かれれば、「それで税金はすべて終わり！」という制度があります。これが来年からはなくなるわけです。

これがすべての引き金になって、いろいろな証券税制が生まれてきました。

というのも、すべて申告するんだったら「面倒だし、税金も高いし、もう株はやめよう。」という人が増えてしまうので、それを防ぐために様々な手を打ち出してきたのです。いわば、申告分離課税が難解証券税制のガンということになりましょうか...

2. 1年超保有の上場株式は、100万円まで非課税

まず、最初に打ち出した手がこれです。

すなわち、1年を超えて持っていた上場株については、売って利益が出ても100万円までは税金をかけないよ、ということです。ただし、確定申告しないとダメですよ、ということで、まあ、申告することにインセンティブをつけたようなものです。

なお、この100万円控除は、既に平成13年10月1日から実施されています。したがって、今年も適用することができます。100万円以内の売却益だったら、源泉分離で1.05%引かれるよりも、申告して100万円の控除を受けた方が得、ということになります。(ただし、1年超保有のものだけです。)
1年に100万円だけで、使わなくても翌年への繰越はできませんから、そういう株を持っている方は、今年の売却も考えてみて下さい。

この制度は、平成17年12月31日までに売却した上場株式に限られています。ただ、来年以降の税制改正論議で、7年間延長(平成24年まで)の話が出ていますので、延長される可能性が強そうです。

3. 株式の売却益にかかる税率が、来年から下がります

さて、100万円控除の次の手がこれです。

来年以降の上場株式の売却益については、税率を26%から20%に下げましょう、ということです。これでようやく、利子や配当などの税率と同じになりました。

さらに、1年超保有の上場株式については、平成15年から平成17年の3年間に限っては、半分の10%にしましょう!、ということです。期間限定の超お買い得セールのようなものですね。

なお、この10%税率についても、今行なわれている税制改正論議で7年間延長の話が出ています。

(非上場株式については、今までどおり26%の税率ですので。念のため。)

4. 今年末までに買った株を、平成17年~19年の間に売ると、何と1,000万円まで非課税

さらにさらに奥の手がこれです。

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

この税制は、あの塩爺が考えて立法化したらしいですよ。別名「塩爺税制」などと呼ぶ人もいます。(いろいろ複雑にした犯人はこのお方か...)

恩恵を受けるには、ちょっと時間はかかりますが、内容はいたって簡単。

すなわち、昨年11月30日から今年末までに購入し、平成17年から平成19年までの3年間に売却した上場株式については、購入価格1,000万円分までは税金はかけませんよ、是非、今年中に株を買って下さ〜い、本年限りの大安売り!、という感じです。塩爺、自画自賛の株式の売り込みですね。

ここで注意するのは、非課税は購入価格1,000万円分ということです。売却価格や売却益ではありません。1,000万円を買ったものが3,000万円になれば、差額2,000万円の売却益が非課税になるということです。税率20%で計算すれば、400万円が非課税になります。(こんなに上がるというのですが...)

ということで、やはりインパクトはありますよね。ペイオフでお金をどこに預けていいか迷っている方、まずは1,000万円を用意して下さい。そして、今は下がっているけれど、2~3年後には上がるだろうという株を是非買って下さい。(それがわからないから苦労している。そんなものわかったら誰でも買うよ!という声が聞えてきそうですが。)

でも、冗談ではなく是非検討してみてください。何しろ、あと4ヶ月ですから。

5. 売却損を出してしまった場合は、3年間繰り越せる

2~4までの株式市場の活性化策は、いずれも利益が出た場合の措置でした。しかし、現在のような株式市況ではなかなか利益を出すことは難しい状況です。そこで、損をした場合の措置などを合わせて導入しないと、株式市場に資金を呼び込むことはできない、ということで、この繰越控除の制度が創設されました。

今までは、同一年度内の株式売却益と売却損を相殺することはできましたが、損の方が多かった場合には、その損を翌年に繰り越して翌年の売却益から控除することはできませんでした。

これが、来年の売買から、上場株式の売却損については、確定申告を条件に、翌年以降3年間損失を繰り越すことができるようになりました。

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

たとえば、平成15年に上場株式の売却損が300万円生じてしまった場合、この300万円を平成16年～平成18年の3年間の株式売却益から控除することができます。たとえば、次のようになります。

(万円)

年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
売却損益	▲300	+100	+150	+200
控除額	0	▲100	▲150	▲50
差引所得	0	0	0	+150
翌年繰越額	▲300	▲200	▲50	0

H16～H18 3年間に渡って繰越控除できる。

なお、売却損を繰り越せるのは上場株式(店頭やETF等含む)ですが、翌年以降、非上場株式の売却益からも控除することができます。

できれば、株式譲渡以外の他の所得(たとえば給与所得)からも、売却損を控除できればよいのですが、今回はそこまで認められませんでした。

6. 取得価格がわからない場合はどうするのか？

株式の売却損益を申告するためには、当然ですが、株式の売却損益を把握する必要があります。

株式の売却損益は、売却収入－取得価格－諸費用 の式で計算します。
この場合、問題になるのは「取得価格」です。

取得した時の「取引報告書」などが残っていればいいのですが、ない場合はどうするのでしょうか。最近、自分で取引して買ったものであればまだしも、親から相続したものや、相当昔に買った株券がタンスの中にしまってあった、なんて場合は、いくらで買ったのかさっぱりわからない、ということが結構あるのではないのでしょうか。まさか、取得価格ゼロで計算しろ...なんてことはないでしょうね。そんなことになったら大変な税金を払うことになってしまいます。

もちろん、そんなことはありません。この場合は、次のようにします。

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

- ①証券会社を通して買っている場合は、10年以内であれば「顧客勘定元帳」があるはずなので、証券会社に取得価格を問い合わせる。
- ②取得日がわかっている場合は、その日の株価を調べる。
- ③通帳や振込み依頼書の控えなどがあればそれで推計する。
- ④以上の方法でわからない場合は、今回「みなし取得価格」の規定が設けられました。

それは、平成13年9月30日以前に購入した上場株式を、平成15年1月1日から平成22年末までに売却する場合は、その上場株式の平成13年10月1日における株価の80%を取得価格とみなす、というものです。

たとえば、その株式の H13.10.1 の株価が1,000円だとすれば、その80%である800円を取得価格にする、いくらで買っていたとしても800円とみなす、ということです。

これは、ケースバイケースで得にもなるし、損にもなりますね。上の例で言えば、実際のところ500円で買っていた、とすれば得になりますよね。800円とみなしてくれるわけですから。その後、1,200円で売ったとしたら、本来であれば、 $1,200円 - 500円 = 700円$ の売却益のはずが、 $1,200円 - 800円 = 400円$ の売却益で済むわけですから、300円得したことになります。

こういった場合には、たとえ500円で買ったことが「取引報告書」があつてわかっていたとしても、この「みなし取得価格」を使った方が有利ということになります。

逆に、実際には高い価格で買っていた場合は、みなし取得価格は損になります。バブル期にえらく高い価格で買ったが、その後1/3位になってしまい塩漬けになっている株などが、それです。上の例で言えば、実際は3,000円位で買っていたはず、なんていう場合です。1,200円で売っても実際は損なのに、みなし取得価格を使うと税金が取られてしまいます。

これを避ける方法については、次項で解説します。

7. 今年中にやっておいた方がよいこと

1の項で述べたように、証券税制最大の改正は、「源泉分離課税がなくなり、株式の売買はすべて実際の儲けにより、確定申告をすることになった。」ということなのです。

それに関連して、今年中にやっておいた方がよいことがあります。

①塩漬けになっている含み損株で、取得価格が証明できないものは、今年中に売却する。

前の頁で述べたように、バブル時に高値で買って塩漬けになってしまっている株はお持ちでないですか？買った値段をきちんと証明できるものを持っていれば良いのですが、「大体はわかるけど正確にはいくらで買ったかわからない。」という場合は問題です。

このような場合には、今年中に売却してしまった方が賢明です。なぜならば、今年中であれば源泉分離課税を使うことができるからです。売却益の1.05%の税金さえ負担すれば、それで済みます。

(取得価格がわかっているならば、当然、来年以降に売って、他の株の売却益との相殺や損失の繰越控除を使えばいいのです。)

もし、どうしても持っていたい株、持っていなければいけない株であれば、クロス取引と言って、売りと買いを同時に行なえばいいのです。そうすることにより、その時点で新たに買ったことになり、その時の価格が取得価格になります。(ただし、法人のクロス取引は否認されてしまうので、ダメです。と言っても、法人は取得価格わかっていますよね。)

これにより、いつ売っても取得価格が不明という問題は解決されますよね。

②昔から持っている株で、取得価格がわからないもの（相続などでもらったものなど）は、去年の10月1日の株価と現在の株価を比べてみる。

これはどういうことでしょうか。

6の項で説明しましたが、平成13年9月30日以前に取得した株で、取得価格がわからないものは、平成13年10月1日の株価の80%を取得価格にすることができる、という規定があります。

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

上記①の場合は、この80%規定を使うと損なので、クロス取引などをします。ただ、①以外の場合でも損になってしまうケースがあります。

それは、昨年10月1日の株価よりも現在の株価が上がっている場合です。

現在の株価の方が圧倒的に高いのに、取得価格が自動的にH13. 10. 1の株価の80%にされてしまう、というのは不合理だと思いませんか？

できれば今の高い価格を取得価格にしておきたいですね。

そこでこういった場合にも、今年中に株式を売却あるいはクロス取引をして、取得価格を上げておくことをお奨めします。

そのためには、まずH13. 10. 1の株価と現在の株価を比較して見ることです。H13. 10. 1の株価がわからない... ? ご安心下さい。こんなこともあるだろうと、弊社でその日の日経新聞をとってありますので、お気軽にお問合せ下さい。あるいは、証券会社などでもそういったサービスをしてくれると思いますので、問い合せてみることです。

要は、取得価格がわからない上場株式をお持ちの方は、今年中に何らかの検討および対応をした方がよい、ということです。

③ 1年以内で売ってしまうであろう株で、儲かる株は今年中に売る

再三言っているように、来年からは株式の売却は、すべて申告する必要があります。

申告にあたっては、1年超保有の株については、前述のとおり100万円控除や税率半分の10%など優遇規定があります。逆に言えば1年以内に売ってしまう株については、このような優遇規定を受けることができません。

したがって、売った場合には売却益に20%の税金がかかります。

そこで、買ってから1年以内には売ってしまうだろう、それも結構儲かりそうである、なんて株をお持ちの場合は、できれば今年中に売ってしまった方がいいのでは、ということになります。今年であれば売却額の1.05%の税金で済むわけですから。

④今年中に1,000万円以上、株を仕込む

これは4.の項で述べたとおりです。例の塩爺税制です。

今年中に買った1,000万円分の株式については、平成17年～19年の間に売れば一切税金はかからないということです。

やはりこれを利用しない手はないですよ。

4でも述べましたので1つだけ追加。

1,000万円分税金がかからないといっても、それは儲かった株の場合。中には損する株もあるでしょうから、お金に余裕のある方はその倍くらい、2,000万円位株を買っておいたらどうでしょうか？

確率5割で半分位の株が儲かってくれるのでは、と考えてのことです。

せっかくの優遇規定ですから、できればフルに活用したいものです。

8. 証券会社の特定口座はメリットあるか？

来年から株式の売却はすべて確定申告することになりましたが、その手続きを少しでも軽減しようということで、特定口座の制度が作られました。

特定口座を使えば、選択によって確定申告をしなくても済みます。

ただ、これを選択するメリットはないと思いますが...

<特定口座と一般口座の概要>

特定口座	証券会社が売却損益を計算し、年間取引報告書を作成する。	源泉徴収をする方法	確定申告不要
		源泉徴収をしない方法	年間取引報告書を使った簡易な確定申告
一般口座	—————▶		確定申告

- ・ 特定口座は、投資家の選択により証券会社に申し込む。
- ・ 複数の証券会社で特定口座を持つことも可能。
- ・ 特定口座において源泉徴収するかしないかは、投資家が毎年選択する。
- ・ 源泉徴収は、証券会社が月ごとに損益を計算し、その15%の税金(所得税)を徴収して、翌月10日に納付する。
- ・ 住民税は、翌年投資家が市区町村からの通知書により納付する。
- ・ 証券会社は、特定口座での年間取引を集計した「年間取引報告書」を作成、

ティーエム・コンサルティング(株) 代表
税理士 北岡 修一

交付してくれる。「源泉徴収あり」を選択している場合は、確定申告をしなくてもよいし、「年間取引報告書」を添付して確定申告をすることもできる。
・源泉徴収なしの場合は、確定申告をする必要がある。

細かいことは別にして、概要はざっとこんなところでしょうか。
そこで、特定口座は使った方がいいのか、使わない方がいいのか？
私の考えでは、**特定口座によるメリットはほとんどない、集計の手間が省ける位じゃないか**、と思います。

したがって、**集計のみ行なってもらおうということで、源泉徴収をしない方法で特定口座を利用する**、というのがいいのではないのでしょうか。

と言うのも、特定口座には次のようなデメリットがあるからです。

- ①毎月の損益により税金は計算しますが、すでに徴収されてしまった税金は、その後の月で売却損が出て、特定口座では取り戻すことができません。
- ②1年超保有株式の100万円控除や税率10%の特例、1,000万円までの非課税などは、特定口座では考慮されません。
- ③①で払いすぎている税金、あるいは②の特例を受けるためには、結局確定申告をしなければなりません。

まあ、メリットも多少あります。

- ①集計の手間が省ける。
- ②「年間取引報告書」で確定申告を簡単に行なうことができる。
- ③証券会社が無料でやってくれる。
- ④確定申告をしない場合は、配偶者が特定口座でいくら稼いでも、配偶者控除を受けることができる。

源泉徴収をしない特定口座の利用は、①～③のメリットを受けましょう、ということです。

源泉徴収をする特定口座の利用をしてメリットがあるのは、たとえば短期(1年内)売買が中心で、利益が出ている場合しか売らない、そんなケースの場合位でしょうか。

以上、ざっと証券税制を見てきました。ご質問があればいつでもお問合せ下さい。